

見積依頼書

下記のとおり見積を依頼します。

令和8年6月3日

分任支出負担行為担当官
東北管区警察局福島県情報通信部長

梅津 明志

記

1 契約の内容

- (1) 契約件名 ヘルメットスピーカほか購入
- (2) 品名及び数量 別紙のとおり
- (3) 納入場所 福島市杉妻町5番75号 福島県警察本部6階
東北管区警察局福島県情報通信部 通信庶務課
- (4) 納入期限 令和8年10月16日(金)

2 見積書の提出

- (1) 提出期限 令和8年6月23日(火)17時00分まで(必着)
- (2) 提出場所 〒960-8686 福島市杉妻町5番75号
東北管区警察局福島県情報通信部 通信庶務課資料係宛
- (3) 提出方法
ア 見積書は、持参、郵送、FAX又は電子メールにより提出すること。
イ FAX及び電子メールによる提出の場合は、発行権者及び本件担当者それぞれの氏名及び連絡先を記載すること。氏名及び連絡先の記載により見積書への押印省略を可とする。
ウ 持参以外の方法で見積書を提出する場合は、見積書提出後に、9問合せ先に見積書を提出した旨を連絡すること。
エ 電子メールによる提出を希望する場合は、9問合せ先にその旨を連絡すること。
- (4) 見積金額
ア 「(契約件名)」一式とし、契約履行までに要する一切の諸経費を含めた総額で見積もること。
なお、最低価格を提示した者から、別途、見積内訳書の提出を求める。
イ 見積額は消費税を乗じた額を記載し、その額に1円未満の端数がある場合は切り捨てること。
- (5) 見積書記載事項
ア 見積書の宛名は「分任支出負担行為担当官 東北管区警察局福島県情報通信部長」とすること。
イ 見積書には支払条件として「適法な支払請求書を受理した日から30日以内に支払うこと」と記載すること。

3 契約書等作成の要否

契約金額により、契約書又は請書の作成が必要となる場合がある。

4 支払条件

履行完了後、当部が適法な支払請求書を受理した日から30日以内に、官署支出官東北管区警察局総務監察・広域調整部長が、契約相手方届出の日本銀行指定金融機関へ振り込む。

5 納入期限の遅延による賠償金

納入期限の翌日から完納日までの日数に応じ、契約履行未済相当額に、契約締結日の国の債権の管理等に関する法律施行令(昭和31年政令第337号。改正があった場合は改正内容に従うものとする。)第29条第1項の規定に基づき財務大臣が定める率(年の日数は閏年の日を含む期間についても、365日で換算する。)を乗じて計算した額とする。

6 契約解除に対する違約金

本契約を履行しないときには、契約金額の100分の10に相当する金額を徴収して解除する。

7 相当品での見積

相当品で見積もる場合は、令和8年6月16日(火)までに、相当品の仕様が確認できるカタログの写し等の資料を上記2(2)の提出場所まで提出し、見積提出前に発注者の承認を得ること。

8 その他

- (1) 納入に当たっては、発注者と事前に納入先、納入日等を十分に打合せのうえ、受注者において責任をもって行うこと。
- (2) 受注者は本件について疑義のあるときは、発注者に説明を求めることとし、見積書等の提出後、仕様等の不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (3) その他詳細については、発注者の指示に従うこと。

9 問合せ先

東北管区警察局福島県情報通信部 通信庶務課資材係
電話 024-522-2151 (福島県警察本部代表)

件名：ヘルメットスピーカほか購入

	品名	規格		数量		備考
1	ヘルメットスピーカ	ケテル	KTPC-200	10	個	相当品可
2	クリップマイク	ケテル	YBD-03	10	個	相当品可